

令和7年度 ブロック規程変更について

変更後	変更前	備 考
<p>(選 任)</p> <p>第7条 ブロック役員は、このブロックに所属する正会員（法人会員の場合は、その代表者）のなかからブロック総会において選任する。</p> <p>ただし、ブロック長はブロック総会において選出し、選出決議をもって会長はこれを認証したものとす る。</p> <p>(職務および権限)</p> <p>第8条 ブロック長はブロックを代表し、ブロックの業務を総理する。</p> <p>2 副ブロック長はブロック長を補佐し、ブロック長に事故あるときはあらかじめブロック長の定めた順位によりその職務を代行する。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この規程の変更（第7条、及び第8条第2項の変更）は、令和7年9月24日から施行する。</p> <p>(種別および数)</p> <p>第6条 このブロックに次の役員をおき、その任期は2年とする。</p> <p>ただし、補欠または増員により選任された役員の任期は前任者または現任者の残任期間とする。</p> <p>(1) ブロック幹事40名以上 60名以内 うちブロック長1名、 副ブロック長1名以上 3名以内 ブロック幹事長1名 副ブロック幹事長1名以上2名以内</p> <p>(2) ブロック監査役2名以上 3名以内</p> <p>2 役員は再任されることができる。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この規程の変更（第6条の変更）は、令和8年3月23日から施行する。</p>	<p>(選 任)</p> <p>第7条 ブロック役員は、このブロックに所属する正会員（法人会員の場合は、その代表者）のなかからブロック総会において選任する。</p> <p>ただし、ブロック長はブロック総会において選出し、会長はこれを認証するものとする。</p> <p>(職務および権限)</p> <p>第8条 ブロック長はブロックを代表し、ブロックの業務を総理する。</p> <p>2 副ブロック長はブロック長を補佐し、ブロック長事故あるときはあらかじめブロック長の定めた順位によりその職務を代行する。</p> <p>(種別および数)</p> <p>第6条 このブロックに次の役員をおき、その任期は2年とする。</p> <p>ただし、補欠または増員により選任された役員の任期は前任者または現任者の残任期間とする。</p> <p>(1) ブロック幹事40名以上 60名以内 うちブロック長1名、 副ブロック長1名以上 2名以内 ブロック幹事長1名 副ブロック幹事長1名以上2名以内</p> <p>(2) ブロック監査役2名以上 3名以内</p> <p>2 役員は再任されることができる。</p>	<p>ブロック長選任認証について、ブロック総会選任決議をもって認証とする。</p> <p>文言の修正</p> <p>附則の追加 ※定時社員総会後、直近の本部理事会承認日</p> <p>副ブロック長の定数増加</p> <p>附則の追加 ※ブロック役員会決議を経て、直近の本部理事会承認日</p>